

## 栄町議会議員の定数条例

昭和 35 年 2 月 22 日

条例第 1 号

栄町議会議員の定数は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定により 14 人とする。

附 則

この条例は、昭和 35 年 4 月執行の一般選挙から施行する。

附 則（昭和 40 年 3 月 17 日条例第 4 号）

この条例は、次の一般選挙より施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 13 日条例第 41 号）

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 26 日条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の栄町議会議員の定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される栄町議会議員の一般選挙から適用する。

（栄町議会委員会条例の一部改正）

- 3 栄町議会委員会条例（昭和 55 年栄町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 23 年栄町条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の栄町議会議員の定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される栄町議会議員の一般選挙から適用する。

（栄町議会委員会条例の一部改正）

- 3 栄町議会委員会条例（昭和 55 年栄町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務常任委員会の項中「6 人」を「5 人」に改め、同表経済建設常任委員会の項中「5 人」を「4 人」に改める。